

1 基本的な考え方

- (1) 三密（密接・密閉・密集）の回避
- (2) 十分な換気
- (3) 手洗いや必要に応じた手指の消毒
- (4) ソーシャルディスタンス（1m）の確保

2 活動制限の緩和及び廃止

上記の条件を確保の上で可能

- (1) 学年の枠を越えた活動。
- (2) 調理実習や理科の実験。
- (3) 音楽の授業における歌唱（※1）。
- (4) 各部単位での集会。
- (5) マスクの着脱の強要はしない（※2）。
- (6) 日常的な健康観察表の記入と提出、登校後の検温の廃止（※3）。
- (7) 清掃活動とは別に日常的な消毒作業の廃止。

※1 同一方向で歌うこと。ソーシャルディスタンスの確保。また、大声での歌唱はマスクを着用すること。

※2 原則は個人（ご家族）の判断とするが、受診時や通勤・通学のラッシュ、重症化リスクの高い人が混雑した場所に行くときはマスクの着用をする。

※3 宿泊を伴う活動の場合は、活動実施日の1週間前から健康観察表（検温含む）の記入及び提出をする。

2 出席停止及び臨時休業の措置について

(1) 出席停止

ア 感染が確認された者の出席停止の期間は、発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまでを基準とする。

イ 出席停止の解除後、発症から 10 日を経過するまでは、マスクの着用を推奨する。

ウ 濃厚接触者の特定は行われなくなるため、同居の家族が感染していても、本人の感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止とする必要はない。

(2) 臨時休業

幼児児童生徒の学びの保障の観点等に留意しつつ、必要な範囲、期間を管理職で検討し対応する。

3 その他

クラス等でクラスターが発生するなど、校内の感染の状況によっては活動の制限を管理職で検討する。